

規程等 :第1部 第8章

日本グラウンド・ゴルフ協会普及指導員の推薦規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、日本グラウンド・ゴルフ協会普及指導員の推薦について、規程するものです。特に 1 級及び 2 級普及指導員は、人数に限りがあり、有効な運用を図るものとする。

(1級普及指導員)

第 2 条 1 級普及指導員は、下記のことを推薦する。

- (1) 1 級普及指導員は、2級普及指導員資格を取得後、原則として4年を経過したものとする。
- (2) 1級普及指導員は、「県協会の大会や研修会の企画・運営にあたる」ことが任務とされており、協会役員及び事務局員、専門委員の中から優先的に選考し、全県の見地から、運営会議で検討し、決定する。

(2 級普及指導員)

第 3 条 2 級普及指導員は、下記のことを推薦する

- (1) 2 級普及指導員は、3級普及指導員資格を取得後、原則として4年を経過したものとする。
- (2) 2級普及指導員は、「市区町村において組織の育成・充実・強化にあたる」とされており、各市町(登録団体)に 1 名以上いることが望ましい。
- (3) 2 級普及指導員は、将来 1 級普及指導員となって、県協会の運営を担う人もおり、育成に心掛ける。
- (4) 4地区より推薦し、最終的には、全県の見地から、運営会議で検討し、割当数を決定する。

(3 級普及指導員)

第 4 条 (1) 3 級普及指導員は、前年度及びそれ以前に入会したものとする。

(2) 3級普及指導員は、「その居住する地域にあつて、グラウンド・ゴルフの普及・振興を図る」とされており、各市町で積極的に推薦する。

附 則 この規程は、令和 2 年 2 月 29 日より施行する。  
この規程は、令和 3 年 4 月 10 日より一部修正し施行する